

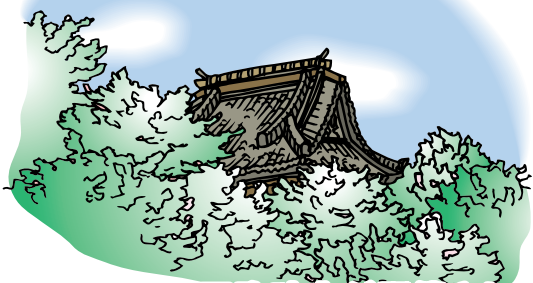


伊賀市議会だより

No. 9
平成19年5月1日



忍法 第2回臨時議会「忍者議会」に変身



去る4月2日第2回臨時会が開催されました。忍者フェスタ期間中、伊賀市の文化を全国に発信する目的で、議員も市職員も議場は、「忍者」姿一色の議会でアピールしました。

目次

代表質問	P 2
一般質問	P 3～P 5
常任委員会付託案件審査	P 6
特別委員会報告	P 7～P 8
3月定例会及び臨時会等の審議結果	P 9
議会基本条例	P10

代表質問

伊賀市議会では、3月定例会のみにおいて、施政方針及び予算方針について、代表質問ができます。この代表質問制度は、3名以上で構成する会派ができます。今回、7会派のうち、5会派で代表質問をしました。



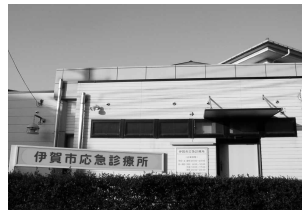
伊賀地域の医療体制は

爽風クラブ

松村頼清議員

Q 地方都市での医師不足による過重労働が叫ばれるなか、伊賀地方における3つの総合病院の集約化、分担化はどう進みますか。また、6月から一般応急診療所の開設準備を進められていますか。4月に前倒しになりますか。また、市民病院の医師が減るのですか。減った場合、市民病院での二次救急は可能ですか。

A 伊賀地域で3つの総合病院が将来とも永久に続けられるかどうか不安を感じ、やはり役割分担を考えるべきでしょう。また、応急診療については、4月から暫定的にスタートできればと検討中です。また、市民病院の整形外科医と内科医が減少します。しかし、結論は出ていませんが、三重大学に何とか整形外科医の派遣をお願いし、救急を続けたいと思います。
(報告)：一般応急診療所は、4月9日から開設されました。



新庁舎の建設計画は

輝(かがやき)

葛原香積議員

Q 市駅前再開発計画の中で、生涯学習や健康管理の問題は本来庁舎内で考えるべきだと思います。そこで、総合庁舎をどのように建てようと思われているのですか。

A 合併特例債の活用ができる間が望ましいと思っています。今の庁舎でいいのではないかと意見がありました。現在庁舎を建て替える、あるいは今の庁舎で、もつのかどうかも含めて基礎資料を集めなければいけません。行政の内部で委員会を立ち上げ、将来を見込んだ庁舎のあり方について基礎的な研究を行なっている状況です。

平成19年度一般会計予算編成について

新政いが

森本 聡議員

Q 平成19年度一般会計予算編成から、一部「枠配分方式」を採り入れ、予算総額約418億円のうち、約60億円をこれに充てました。枠配分方式は自由な発想による地域の活性化、地域再生など市民との協働による事業展開が可能であるが、本年度予算にどう反映をしたのですか。

A 各部署が独自の裁量で配分できる枠配分経費約60億円を、総務部約8億円、企画振興部約2億円、生活環境部約7億円、健康福祉部約22億円、建設部約6億円、消防本部約2億円、教育委員会約10億円などとなり、住民皆様のために、支所や課で良いアイデアや提案があったところには重点的に配慮をしました。この制度は本庁と支所の各課がお互い立場を理解することができ、これからの住民へのニーズに応え、市政遂行に大きく役立てると思います。

財政運営をどう考えるか

明政クラブ

英 成樹議員

Q 夕張市の財政破綻が表面化して以来、地方財政の実態がクローズアップされてきました。伊賀市においても、総合計画が実質的に始まるうとしている今、財政運営についての市長の所見を伺いたい。

A 今後、合併特例債の償還がはじまりますので、公債費比率は後年度から上がってまいります。それらを含めて十分注視していかなければなりません。いくら合併特例債といっても、償還は一定していくわけですから、予算規模を含め、身の丈にあったような予算編成が必要だと思っています。

選挙の開票作業の敏速化について

公明党

本村幸四郎議員

Q 私たちの調査によると、選挙の開票作業の短縮化は全国的に進んでいます。小諸市では市議会選挙が1時間1分に短縮できていました。伊賀市も開票の敏速化に取り組むべきと思いますが。

A 小諸市の1時間1分で開票が出来た資料をいただきました。伊賀市も、今回からの開票から点検、計数、立会人の行程順序を入れ替え、計数機を用いて票の結束を行い、疑問表については経験者を配置して開票作業の短縮に取り組みます。また事前に開票事務の担当者を集め、他市の開票状況を見せて今回の改正点を十分理解し、開票事務が円滑に進むよう取組んで参ります。

市政に 対する

一般質問

一般質問は3月6日、7日、8日の3日間行われ、14人の議員が、市の諸問題についての質問をしました。

桃青中跡地利用の考え方は

(田山宏弥議員)

Q 中心市街地エリアである桃青中の跡地利用計画を、今後どのように検討されますか。

19年度中に検討予定

A 環境や観光、文化や文教、そういった公共的な土地利用が望ましいのではないかと考えています。市庁舎の問題も併せて、将来の中心市街地にどういった公共施設が必要なのかということなど含めて検討する会議を、19年度中に立ち上げる予定になっています。



新農業施策と伊賀ブランドの取り組みは

(山岡耕道議員)

Q 農地・水・環境保全向上対策事業に、市として鋭意取り組みをされていますが、ハードルが高いため地区が限定されます。要件を緩和してはどうですか。また、伊賀米・伊賀牛のブランド化に向けた取り組みを強力にお願いします。

経営安定対策を見据えて

A 農地の担い手不足・高齢化など併せて資源を守る重要な施策であり、各地域へ十分な説明を行い、品目的経営安定対策及び米政策との整合性を図り推進します。また、伊賀米については申請済みで、伊賀牛は商標登録等申請に向け準備中です。



期日前投票所の削減について

(木津直樹議員)

Q 選挙の投票率を上げる事は、行政が取り組む課題であります。今年の統一地方選挙から期日前投票所を6ヶ所から2ヶ所になぜ削減しましたか。高齢者や交通弱者など、地域の事情を加味した議論はありましたか。

投票率を下げないよう啓発を行いたい

A 本庁以外の選挙管理委員会では、期日前投票所を1ヶ所にするため、4支所の区長さんに説明し、了解を得て実施に踏み切りました。今後は、説明会での貴重な意見を踏まえ投票率を下げないように、伊賀市明るい選挙推進協議会と協力しあい啓発を行いたいと思えます。また、期日前投票に来る方の99%が車です。投票所での当日投票をお願いしたいと思います。

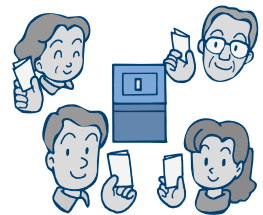
物品・備品の購入と入札 違法行為では

(宮崎由隆議員)

Q 物品、備品の購入について、業者と伊賀市との間で入札制度に基づいて単価契約された部品を契約外業者から契約単価以上の高い価格で恒常的に物品を購入し、何のチェックもされず決裁され支払われているのではないですか。

今後適正な処理をするよう指示

A 誠に遺憾ながら、単価契約をしている以外の業者からの購入の実態が明らかになりました。18年度で42件の電算用トナーの供給があり、収入役、出納室としても決裁においてチェックを怠り、大変責任を感じています。今後の体制として、早速、一般の部長会でも正確に処理をするように指示し、これらの単価契約の結果につきましても、公開



妊婦健診の無料健診回数 の拡大を

(土井裕子議員)

Q 厚生労働省は、少子化対策の一環として、胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診について、全額を国の負担で賄う無料健診回数を、現在の原則2回から5回以上に拡大するため、19年度の予算で、子育て支援事業費として大幅に拡充されました。伊賀市におきましても、厳しい財政状況ではあると思いますが、是非、全国基準の妊婦健診5回無料の実施を切に願うものです。ご所見を伺います。



県下の情勢を見ながら検討を

A 無料健診につきましては、通常健診の14回のうち、2回無料券が出ていますので、12回分を個人負担していただいているのが現状です。この妊婦健診につきましては、県下の全市が県の医師会等と業務委託契約をしており、健診の費用も県下同一になっています。無料健診の拡大につきましても、国の動向も踏まえ、県下の情勢も見ながら検討を加えさせていただきます。

市税の着実な滞納整理を 図り徴税の確保を

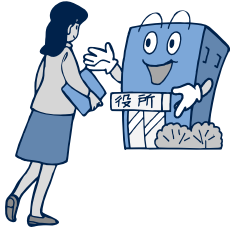
(勝矢節義議員)

Q 誠実性を欠く滞納者とは、電話や文書催促、約束しておきながら約束を破る者、臨戸訪問しても納税の誠意を示さない者、市政に対する不満を理由に納税を拒否する者、公務にありながら滞納している者などが主な理由としてあります。議員に与えられた特権に百条調査があり、徴税に対して調査権を発動することができます。財政の厳しい中にあつては、職員、議員が率先して取り組まなければならない事柄で、税負担の公平の見地からも一番力を入れなくてはならないと思いますが、納税に対する意識の啓発、啓蒙の取り組みについての考えは。

回収機構へお願いしているのが現状

A 福井県三浜町の例では、不誠実の滞納者は審査会で審査するという事で、行政としては真剣なシテムだと聞かせていただきました。当市においても今後検討をさせていただきます。と思っています。

現在は県の回収機構へお願いしているのが現状です。



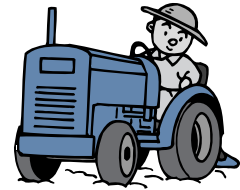
地域活性化計画で農・商・工 連携の新しい町づくりは

(奥 邦雄議員)

Q 地域活性化計画が策定されました。人口減少社会が地域の担い手を急速に減少する中、住民と行政がどのようにかわり、地域がこの策定計画に対応したらよいですか。住民自治協議会の地域の町づくりに基づく補完性の原則で支援体制づくりはどうですか。

国・県の支援策を活かしながら地域戦略を構築する必要があります

A 伊賀市全域にそれぞれすばらしい地域資源を活かし、地域活性化につなげたいというのが計画の目標であり地域づくりの精神です。国・県の支援策を活かしながら伊賀ブランドを形成し、地域内発型のマーケットを見据えた、地域戦略を構築する必要があると思います。



医療用具に係る補助制度 の創設を

(森岡昭二議員)

Q 口から食事をとることが困難な方で、胃に直接流動食を入れて栄養をとるための器具として医療交換力カテーテルがあります。この器具を体に取り付ける場合、病院で処置すると保健が適用され何割

かの負担で済みますが、介護老人保健施設の入所の方は全額個人負担となります。この器具は2ヶ月に一度の交換が必要で、施設利用料も高額負担が強いられる中、何とか補助制度を創設できませんか。助成制度について検証し、国・県等関係機関に要請行動をとっていききたい

A 老健における医療行為に関しては介護給付の部分での医療行為として認められる部分と認められない部分があり、この医療カテーテルは認められておりません。この医療用具に係る助成制度の創設については、しっかりと検証させていただくと共に、国・県等関係機関に要請行動をとっていききたいと考えています。



地域ブランドの創出の施策は

(今井由輝議員)

Q 伊賀には伊賀ブランドの会がありますが、この方たちはそれぞれの分野で一生懸命努力されていると聞いていますが、伊賀市を観光地として育て売り出していく為には、伊賀の名物を創りPRをしていかなくはなりません。今後の取り組みは。

ブランド化に向け支援を進めたい

A 農業面では、伊賀米・伊賀牛等があり、伊賀独自の農業ビジョン産地づくり交付金もブランド化に

向け、野菜づくり11品目を加え取り組んでいます。伊賀でも数社がブランド化に向け取り組み中で、新たに販売についても支援を進めていきたいと思っています。



川上ダムの早期完成を

(中本徳子議員)

Q 平成16年度完成予定の所、遅れる事3年目になり、19年度でやっと本体工事に向けた体制作りになると聞いています。平成20年には本体着工へ全力を上げていただきたい事を切にお願いしたいと思いますが。

国に強く要望いたします

A 長年にわたり、それぞれの立場や地域、組織で大変ご苦労をおかけして今日を迎えています。本体着工に至らずの状況も、平成9年に河川法の改正により、河川環境が加わり、治水と利水、環境と3本柱になり、この3つの法的措置をとらなければ河川工事が出来ないという事で、進捗に大きく影響している訳であり、国に強く申し入れをして行きたいと思っています。



(ダム完成予想図)

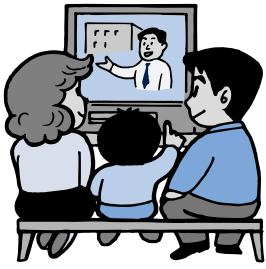
伊賀地区における地上デジタル放送について

(小丸勅司議員)

Q 地上デジタル放送化は避けては通れない中で、伊賀市のケーブルテレビ普及率が70%を越えています。平成23年には現在のアナログからデジタルに完全に切り替わり、関西からの放送がケーブルテレビを含めて見ることができない状況にあります。伊賀地域は経済、文化などさまざまな情報を関西から取り入れていきます。市民の皆さんとともに、区域外再送信(区域の外にも放送できること)の要望活動が必要だと思いますが、当局の考えを伺います。

う申し入れたい

A 関西民放も伊賀地域で関西のローカル放送をやることで、関西の振興につながります。国の政治の問題になると思いますが、当面名張市や県と一緒にあって関西の電波の再放送を受けられるよう申し入れをする予定です。市民や議会のご支援で実現できるものと思います。



保育料の見直しが必要

(森永勝二議員)

Q 定率減税の半減で、今年の保育料が上がる世帯がうまれます。伊賀市の保育基準でどのくらいの影響がでますか。保育料の見直しが必要だと思えますがどうされますか。

規則を改正します

A 夫の年収が200万円、妻が180万円、3歳未満の児童の保育料を試算したところ、所得税額が6万4千円以下になり、保育料が第5段階の月額19,300円から第6段階の26,600円となり、月額で7,300円の負担増となります。平成19年4月からの保育料については、伊賀市保育所入所に要する保育料の徴収に関する規則の一部を改正させていただき、保護者の負担の増加にならないよう対応します。



複式学級についての対応は

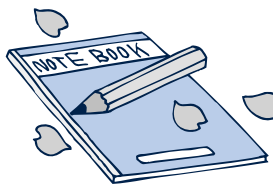
(馬場登代光議員)

Q 18年度花垣、古山、比自岐小学校で取組まれていた複式学級解消加配教育は、19年度より廃止の意向であると教育委員会より保護者は聞いています。先生が一名減る花垣、古山小学校の影響がどれほ

ど保護者や学校を戸惑わせるのですか。市は少子化対策にも取組んでいます。将来を担う子どもは貴重な宝です。中学校の統合が目前に迫っているからこの間を待たず教員を減らさなければならぬほど、財政が苦しく、教育に力を入れられないのか伺います。

子どもたちの確かな学びを保障するよう精一杯取組みます

A 加配措置がなくなったとしても、それぞれの学校において指導方法や教材の工夫、異学年で授業を進めるための時間割など教育効果を上げるよう取組んでいます。また教育活動サポートターの配置として学校のさまざまな教育活動に対して支援していただく方をお願いしています。



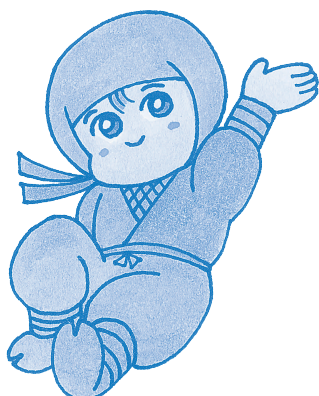
青山地区のごみ処理はどうなる

(前田孝也議員)

Q 現在ごみ袋制度有料化に伴い、不法投棄が増えている実態が多発しています。青山地区ごみ収集方法は、伊賀南部組合に属している訳で、名張市との協定書に準じて、指定ごみ袋制度も異なります。いつから伊賀市と同じような状況でごみ収集ができますか。ごみ処理

の市民格差を尋ねます。**条例を決めてからの手順となります**

A 青山のごみは、環境衛生組合で収集・処理しており、基本的には環境衛生組合で条例をきめ、その条例に基づいての手順になります。伊賀市民として不平等にならないよう、条例、その他で伊賀市と同じ金額になるようにしていきたいと基本的には思っていますが、具体的にはまだ金額も出ていません。



★ 常任委員会

各常任委員会では、第1回定例会において付託された議案33件について審査を行いました。
主なものは、次のとおりです。

総務

議案第四十七号

『伊賀町芭蕉翁顕彰会に関する条例の廃止について』

この条例は、伊賀市発足後、旧伊賀町の条例を暫定施行していたものでありますが、平成16年度から芭蕉翁顕彰事業調整会議を設置し、財団法人芭蕉翁顕彰会といがまち芭蕉翁顕彰会との統合について検討、調整を重ねられた結果、去る1月22日に開催された13回の調整会議において事業調整が整い、両団体内でも統合が承認され、新たに4月1日から財団法人芭蕉翁顕彰会として発足することとなったので、本条例を廃止したいとのことでもあります。

▽委員からは、新しい顕彰会の評議員はどうなるのかとの質疑がありました。

▽当局からは、理事、評議員ともに34名で、内訳として、理事のうち財団から21名、いがまちから9名、青山、阿山、大山田、島ヶ原からは各1名であるとの説明がありました。

付託 議案 十件

教育民生

議案第五十四号

『伊賀市環境基本計画の策定について』

本計画は、伊賀市環境基本条例に基づいて策定するものであり、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより条例の基本理念を具現化、具体化するものです。

▽委員からは、2011年地上デジタル化に伴うテレビの不法投棄がふえるのではないかと心配するが、販売店等への下取り回収の徹底についてはどうするのかとの質疑がありました。

▽当局からは、販売店等への啓発指導に努めたいとのことでした。
▽また委員から、生ごみの堆肥化の取り組みについて、指針としてのみでなく、市の事業として検討していただきたいとの意見が出されました。

付託 議案十二件



産業経済

議案第五十八号

『観光振興計画の策定について』

本案は、市の総合計画の資源と、もてなしの心を生かし、観光を振興するとした基本施策を具体化し、観光振興により地域の活性化を図るための計画であります。この計画策定に当たっては、地域活性化計画の部門別計画と位置づけ、伊賀市地域活性化審議会での議論を重ねられ、地域活性化計画と同様パブリックコメントを実施するなど、市民等からの意見を反映させた計画であります。

▽委員からは、今、地域にある観光地を側面からサポートしてほしい。また現在の市内の観光入り込み客数280万人との説明に対し、カウントをどのようにしているのか等質疑がありました。

▽当局からは、今まで各市町村のデータによりカウントしていたが、今後は明確にしていきたいとのことでした。

付託 議案五件

建設水道

議案第六十一号

『工事委託協定の変更について』

本案は特定環境保全公共下水道事業希望ヶ丘浄化センターの建設工事委託に関する協定の金額を変更するもので、平成17年12月21日に5億3210万円で協定し、水処理設備工事の変更により、平成18年3月24日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分を行い、920万円減額する変更協定をしたものであります。今回、水処理設備工事、電気設備工事で発注した入札差金、機器費の見直し等により9682万円減額し、平成19年1月22日に4億2608万円で仮協定を締結したものです。

▽委員からは、全体の仕組みはどのようになっているのかとの質疑がありました。

▽当局からは、工事発注から完成まで日本下水道事業団に委託している事の説明がありました。

▽再度委員からは、設計内容が変わったのかと質疑がありました。
▽当局からは、水処理設備、電気設備などの精査を行った結果、減額が生じたとのことでした。

▽委員からは、工事等発注する時は、適正単価のチェック等を行い、設計に対し注意を払ってほしいとの意見がありました。

付託 議案六件

特別委員会報告

少子高齢化対策特別委員会

1月9日、少子化対策分科会を開催し、少子化に対してのアンケート結果の説明と諸課題等について集約し、行政に提案、提言をしていくことになりました。2月2日高齢化対策分科会を開催し、地域包括支援センターの業務内容及び現状について当局から説明を受け、高齢者の虐待や相談業務、特定高齢者対象者の対策について、各種健康のための事業に対する補助金について質疑応答がなされました。1月18日、2月23日委員会を開催し、3月6日今岡市長に委員会として妊娠中の健診費用の負担軽減拡大、放課後児童対策として放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充、子どもの登下校時の安全確保及び各団体の連携支援の推進、行政からの企業への子育て支援に対する啓発の推進の提案を提出しました。また、今後少子化対策を考える上で、将来的に成長した子ども

達が地元で就職、永住したいと思えるような環境整備が必要であり、更なる取り組みを検討いただきたいと思います。申し添えました。意識調査、提案等については、市議



会ホームページにも掲載しております。最後にアンケート調査にご協力いただきました皆様にお礼を申し上げ、行政施策に反映していただきたいと思います。

交通対策特別委員会

当委員会は、12月議会のあと第5回目を2月19日に開催し、行政側から伊賀市交通計画(案)パブリックコメント資料について説明を受けるとともに委員会によって調査したバス見直し案14路線に対する検討結果について報告を受けました。

伊賀町の下町から柘植駅のコース、千戸(真泥)大山田支所コースの2路線は実施が可能。9路線については課題があり、そのうち8番目のゆめが丘から白鳳通り(市役所)市民病院のコースについては部分的に実施を検討でき、新堂から伊賀神戸までのコースをふくめ2路線は実現困難との回答でした。

委員からは、市全体一体化として計画を考えていないのか。合併の効果をたかめるためにも段階的に見直してほしいなど多くの意見が出され、行政側からは内容をできるだけ反映できるよう努力したいとのことでした。今後もバスだけでなく、JR関西本線、近鉄伊賀線についても検討を深めたいと考えています。

農林業活性化特別委員会

当委員会は、2月16日に開催し、各支所における集落営農及び認定農業者並びに間伐に関わる林道整備の取り組みについて報告を受けました。農業に関する取り組みとして、農業経営基盤強化促進法に基づき基本的な構想を策定し、地域の農業生産の相当地分を担う農業構造の確立を目指すことが効率的かつ安定的な農業経営となり、その担い手となる集落営農及び認定農業者などの確保育成であるとの事でした。また、間伐に関わる林道整備について18年度は212人の申請で、10万1635本、1881万927円の交付決定額であります。また簡易林道開設実施要領に基づき事業を実施し、①新設する林道の延長は200m以上3m以上の幅員。②受益戸数が2戸以上で面積が1haであること。③車両等が安全に通行できる構造を有する。この3つの要件を満たすものが対象となつているとの事で、森林の多面的機能を十分に発揮できるように林道整備を行い、間伐の利用促進と保全を図ることでした。委員会としても今後引き続き農林業の活性化に向けて取り組みたいと考えています。

中心市街地活性化対策特別委員会

当委員会は2月20日に開催し、これまで



の取り組みと今後の中心市街地活性化に向けた手順について説明をうけました。まず、中心市街地活性化に向け株式会社まちづくり伊賀上野が設立され、資本金3525万円、法人、団体を含め126名の出資で伊賀市からは300万円の出資とのことでした。また、中心市街地活性化基本計画策定に向け協議会が設立され、まちづくりの基本計画となる中心市街地活性化基本計画に対する意見が市の方に提出され、それをベイスに素案を作成、タウンミーティング、パブリックコメントより意見を求めた後、最終案を策定するとの事でした。計画の概要は、中心市街地の空洞化と観光客の減少という現状を踏まえ、コンパクトシティとしての都市機能の集約を柱に城下町としての魅力の再構築、多世代が住み、働くことができる地域づくり、商業の集積と魅力の創出、都市機能の集約による公共投資効率の向上、伊賀市全体との連携強化を柱に各種事業計画を展開するとの内容でした。委員からは、行政から人的な支援はしないのか。地域の一体化の観点から商店街が区内と区域外に分断はおかしい。中心市街地活性化について全市的なコンセンサスを得る必要があると思うがどうか。また空き家、空き店舗などお年寄りが使えるような工夫はできないかななどの質問があり、当局からは必要があれば人的な支援も考えたいとの事で、区域指定の調整につきましては、市民、関係機関等の意見を踏まえ、全市的なコンセンサスを得るためにも伊賀市全体

の事業として行い、市民に説明ができるよう今後とも努力をしていくとの事でした。

川上ダム・下水道対策特別委員会

当委員会は、2月16日に川上ダム建設所長を招聘し、ダム問題を中心に議論を行いました。18年度の事業進捗状況は総事業費の850億円に対して約60%の進捗で、ダム本体工事はゼロ、補償関係は全体で95%、ダム及び水没地は99%完了し、残り1%と付替道路も含め鋭意努力中との報告。19年度は付替道路松阪青山線を完成させ、ダム計画、道路計画の見直し、調整を終えて事業計画を確定させる。また河川計画、フルプラン改訂、事業計画変更の法手続きを進め、ダム本体工事に向けた体制を作り上げる事を目標に地域の更なる協力をと強く要望された。その後委員からは、ダムの形態が変わるのでは。漁業補償は。淀川水系流域委員会はどうなっているのか。地域、地元としての協力体制は。など多くの質問が出され一定の回答がありました。さらに周辺整備事業、下水道事業についても話し合いをおこないました。

人権同和・環境対策特別委員会

去る2月13日、当局より伊賀市人権施策総合計画と伊賀市環境基本計画の中間案について報告を受けました。内容は1月9日から23日間パブリックコメントを行なった

報告で、人権施策総合計画53件、環境基本計画25件の意見が寄せられ、人権施策総合計画において、第2章 人権に関する取り組みの現状と課題の結婚問題で、当初は家の意識が家柄や地域の意識に発展し、差別意識が入り込むようになっていきましたが、これらが忌諱意識に発展し、差別意識となつて定着してきたと、忌諱意識という言葉が加えられたところです。また環境基本計画では、第4章 環境目標と施策での農地保全の項において無農薬有機栽培の奨励、さらに水質汚濁の項においては農地からの農薬、肥料や濁水の流出防止をうたわれたところ。2つの計画とも市民とともにつくり上げてきた新伊賀市にふさわしい計画であると思うが、今後、計画実現に向けて鋭意努力されることを切望するものであります。

6月定例会の開催日程(予定)

6月定例会は、6月7日(木)から6月26日(火)までの会期20日間の日程で開催の予定です。

6月 7日(木)	本会議	開	会
12日(火)	本会議	代表質問	
13日(水)	本会議	一般質問	
14日(木)	本会議	一般質問	
15日(金)	本会議	一般質問	
20日(水)	予算特別委員会		
21日(木)	常任委員会		
22日(金)	常任委員会		
26日(火)	本会議	閉	会

※本会議は市役所2階市議会議場で、委員会は2階市議会委員会室で開催されます。

※時間は、いずれも午前10時から開催の予定です。
※変更される場合もありますので、ご確認ください。

お問い合わせ：伊賀市議会事務局
電話 22・9687

3月定例会議案等の審議結果

■ 原案可決されたもの

- 議案第1号 平成19年度三重県伊賀市一般会計予算 < 反対者:森永 >
理由: 無駄な川上ダム推進に積極的な予算等であることから反対
- 議案第2号 平成19年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計予算
< 反対者:森永 >
理由: 国保税の増税は、ますます滞納者と資格証明書の発行が増えるため反対
- 議案第3号 平成19年度三重県伊賀市簡易水道事業特別会計予算 < 全会一致 >
- 議案第4号 平成19年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計予算
< 全会一致 >
- 議案第5号 平成19年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計予算 < 全会一致 >
- 議案第6号 平成19年度三重県伊賀市老人保健特別会計 < 全会一致 >
- 議案第7号 平成19年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計予算 < 反対者:森永 >
理由: 減免・免除制度など市独自の保険料や利用料を考える必要があるため反対
- 議案第8号 平成19年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計予算
< 全会一致 >
- 議案第9号 平成19年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計予算
< 全会一致 >
- 議案第10号 平成19年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計予算 < 全会一致 >
- 議案第11号 平成19年度三重県伊賀市サービスエリア特別会計予算 < 全会一致 >
- 議案第12号 平成19年度三重県伊賀市市街地再開発事業特別会計予算
< 反対者:山岡・宮崎 >
- 議案第13号 平成19年度三重県伊賀市病院事業会計予算 < 全会一致 >
- 議案第14号 平成19年度三重県伊賀市水道事業会計予算 < 全会一致 >
- 議案第15号 平成19年度三重県伊賀市島ヶ原産区特別会計予算 < 全会一致 >
- 議案第16号 平成19年度三重県伊賀市大山田産区特別会計予算 < 全会一致 >
- 議案第17号 平成18年度三重県伊賀市一般会計補正予算(第3号) < 全会一致 >
- 議案第18号 平成18年度三重県伊賀市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
< 全会一致 >
- 議案第19号 平成18年度三重県伊賀市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
< 全会一致 >
- 議案第20号 平成18年度三重県伊賀市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第2号)
< 全会一致 >
- 議案第21号 平成18年度三重県伊賀市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)
< 全会一致 >
- 議案第22号 平成18年度三重県伊賀市老人保健特別会計補正予算(第3号)
< 全会一致 >
- 議案第23号 平成18年度三重県伊賀市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
< 全会一致 >
- 議案第24号 平成18年度三重県伊賀市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
< 全会一致 >
- 議案第25号 平成18年度三重県伊賀市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
< 全会一致 >
- 議案第26号 平成18年度三重県伊賀市浄化槽事業特別会計補正予算(第2号)
< 全会一致 >
- 議案第27号 平成18年度三重県伊賀市サービスエリア特別会計補正予算(第1号)
< 全会一致 >
- 議案第28号 平成18年度三重県伊賀市病院事業会計補正予算(第4号)
< 全会一致 >
- 議案第29号 平成18年度三重県伊賀市水道事業会計補正予算(第3号)
< 全会一致 >
- 議案第30号 平成18年度三重県伊賀市伊賀下水道事業会計補正予算(第2号)
< 全会一致 >
- 議案第31号 平成18年度三重県伊賀市島ヶ原産区特別会計補正予算(第1号)
< 全会一致 >
- 議案第32号 平成18年度三重県伊賀市大山田産区特別会計補正予算(第1号)
< 全会一致 >
- 議案第33号 伊賀市災害派遣手当の支給に関する条例の制定について
< 反対者:今井博 >
- 議案第34号 伊賀市ササユリ奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
< 全会一致 >
- 議案第35号 伊賀市ササユリ奨学金支給条例の制定について < 全会一致 >
- 議案第36号 上野都市計画事業上野市駅前地区第一種市街地再開発事業施行に関する条例の制定について < 反対者:宮崎 >
- 議案第37号 伊賀市駐車場条例の一部改正について < 反対者:今井博 >

- 議案第38号 伊賀市防災用行政無線の設置及び管理に関する条例の一部改正について
< 反対者:今井博 >
- 議案第39号 伊賀市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部改正について
< 反対者:今井博 >
- 議案第40号 伊賀市職員定数条例の一部改正について < 反対者:今井博 >
- 議案第41号 伊賀市消防本部及び消防署の設置等に関する条例及び伊賀市火災予防条例の一部改正について < 反対者:今井博 >
- 議案第42号 伊賀市監査委員条例の一部改正について < 反対者:今井博 >
- 議案第43号 伊賀市国民健康保険条例の一部改正について < 反対者:森永・小丸 >
理由: 2年余りてまた見直しで、国民健康保険そのものが高い。一般会計からも入れ値上げをしないようにすることが大事だと思う(森永)
- 議案第44号 伊賀市における三重県営土地改良事業に係る分担金徴収条例の一部改正について < 全会一致 >
- 議案第45号 伊賀市建築基準法関係手数料条例の一部改正について < 全会一致 >
- 議案第46号 伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について < 全会一致 >
- 議案第47号 伊賀町芭蕉翁顕彰会に関する条例の廃止について < 反対者:今井博 >
- 議案第48号 上野市民会館条例の廃止について < 全会一致 >
- 議案第49号 伊賀市在宅介護支援センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
< 全会一致 >
- 議案第50号 伊賀町生活福祉資金貸付けに関する条例の廃止について
< 全会一致 >
- 議案第51号 三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について
< 反対者:今井博 >
- 議案第52号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について
< 反対者:今井博 >
- 議案第53号 伊賀市人権施策総合計画の策定について < 反対者:森永・小丸・恒岡 >
理由: 人権施策総合計画を作成するにあたり、プライバシーもない人権無視した内容であることなどから反対(森永)
- 議案第54号 伊賀市環境基本計画の策定について < 全会一致 >
- 議案第55号 伊賀市スポーツ振興計画の策定について < 全会一致 >
- 議案第56号 伊賀市健康21計画の策定について < 全会一致 >
- 議案第57号 伊賀市地域活性化計画の策定について < 全会一致 >
- 議案第58号 伊賀市観光振興計画の策定について < 全会一致 >
- 議案第59号 市営土地改良事業の施行について < 全会一致 >
- 議案第60号 市営土地改良事業の経費の賦課の基準並びに徴収の時期及び方法を定めることについて < 全会一致 >
- 議案第61号 工事委託協定の変更について < 全会一致 >
- 議案第62号 市道路線の認定について < 全会一致 >
- 議案第63号 市道路線の変更について < 全会一致 >
- 議案第64号 伊賀市生涯学習推進大綱の制定について < 全会一致 >
- 議案第65号 伊賀市小児応急診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について < 全会一致 >
- 議案第66号 人権教護委員候補者の推薦について < 全会一致 >
- 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について < 全会一致 >
- 議案第68号 人権擁護委員候補者の推薦について < 全会一致 >
- 発議第1号 伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
< 全会一致 >
- 発議第2号 伊賀市議会基本条例の制定について
< 反対者:前田・空森・木津・北出・田山・岩田・森・松村・恒岡・前川・小丸 >
理由: 議員間の議論が十分に行なわれたとは言えない など
- 発議第3号 伊賀市議会議員定数条例の制定について 議員定数28人
< 反対者:森永・森野・前川・本村・恒岡・土井・勝矢・渡久山 >
理由: 地方自治法では5万人以上10万人は30人で、一定の議員数は必要なことから反対(森永)
諸般の事情、あり方検討委員会でのアンケートから26人であるべき(本村)
22名の市が現にある、どこまで住民に説明できるか(勝矢)

第2回(4月)臨時会議案等の審議結果

■ 承認されたもの

- 議案第69号 専決処分の承認について < 反対者:森永 >
伊賀市市税条例の一部を改正する条例

■ 原案可決されたもの

- 議案第70号 伊賀市立幼稚園条例の一部改正について < 全会一致 >

議会基本条例が制定されました

この条例は議会の公正性・透明性を確保することにより市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指し、活動を行う有るべき姿を定めたものです。

伊賀市議会基本条例

目次

前文
第1章 総則（第1条・第2条）
第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）
第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）
第4章 議会と行政の関係（第8条—第10条）
第5章 自由討議の保障（第11条・第12条）
第6章 委員会の活動（第13条）
第7章 政務調査費（第14条）
第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第15条—第18条）
第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第19条—第21条）
第10章 最高規範性と見直し手続（第22条・第23条）
附則
（前文）
地方議会は、地方分権の時代にあつて、二元代表制のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び立法機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。
伊賀市議会（以下「議会」という。）は、伊賀市民によって選ばれた議員（以下「議員」という。）で構成し、伊賀市の最高規範である伊賀市自治基本条例（平成16年伊賀市条例第293号）における議会の役割と責務に基づく市の意思決定機関であり、市民の福利のために活動するものである。
議会は市民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって市民との協調のもと、伊賀のまちづくりを推進していく必要がある。議会の公正性・透明性を確保することにより、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会を目指して、活動を行う有るべき姿をここに定めるものである。

第1章 総則

（目的）
第1条 この条例は、議会運営及び議員に係る基本事項を定め、議会及び議員の活動により、“ひとが輝く、地域が輝く”伊賀のゆたかなまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
（1）市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
（2）市 市長を代表者とする基礎的自治体としての伊賀市をいう。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）
第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
（1）公正性及び透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
（2）市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
（3）市民にとって、分かりやすい言葉を用いた説明に努めること。
（4）議会内での申し合わせ事項は、不断に見直しを行うこと。
（5）市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

（議員の活動原則）
第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。
（1）議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
（2）市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研究によって、市民の代表としてふさわしい活動をする。こと。
（3）議会の構成員として、一部団体及び地域の代表にとらわれず、市民全体の福利の向上を目指して活動すること。
（会派）
第5条 議会の会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

第3章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）
第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。
2 議会は、本会議のほか、すべての会議を原則公開とする。
3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）については、法第109条、法第109条の2及び法第110条の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的意見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
4 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

（議会報告会）
第7条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会を行うものとする。
2 議会報告会に関することは、別に定める。

第4章 議会と行政の関係

（議員と市長等執行機関の関係）
第8条 議会審議における議員と市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。
（1）本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
（2）議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。
（3）議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。
（4）議会は、議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めるものとする。
（議会審議における論点情報の形成）
第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

（1）政策の発生源
（2）提案に至るまでの経緯
（3）他の自治体の類似する政策との比較検討
（4）市民参加の実施の有無とその内容
（5）総合計画との整合性

（6）財源措置
（7）将来にわたるコスト計算
（予算及び決算における政策説明）
第10条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

第5章 自由討議の保障

（議会の合意形成）
第11条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。
2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長提出議案並びに市民提案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。
（政策討論会）
第12条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。
2 政策討論会に関することは、別に定める。

第6章 委員会の活動

（委員会の活動）
第13条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。
2 委員長は委員会の秩序保持に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。
3 委員会は市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するため、出前講座を積極的に行うよう努めるものとする。

第7章 政務調査費

（政務調査費の執行及び公開）
第14条 議員は、政策立案又は提案を行うため、並びに調査及び研究に資するために交付される政務調査費の執行に当たっては、伊賀市議会政務調査費の交付に関する条例（平成16年伊賀市条例第5号）を遵守しなければならない。
2 政務調査費に関する書類の保管期限は、その支給を受けた日の属する年度から起算して5年間とし、議員はいつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。
3 議員は、市民から書面により、前項に規定する書類の閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧させるものとする。ただし、伊賀市情報公開条例（平成16年伊賀市条例第15号）第7条第2号に規定する個人情報情報は除く。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

（議員研修の充実強化）
第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。
2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

（議会事務局の体制整備）
第16条 議長は、議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努める。

（議会図書室の利用）
第17条 議会図書室は、議員のみならず、誰もがこれを利用できるものとする。

（議会広報の充実）
第18条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、情報の提供に努めるものとする。
2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。
3 議会は、伊賀市ケーブルテレビ行政情報番組を通じ、議会の活動を市民に周知するよう努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）
第19条 議員は、伊賀市議会議員政治倫理条例（平成17年伊賀市条例第93号）を規範とし、遵守しなければならない。

（議員定数）
第20条 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。
2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数と比較検討し、決定するものとする。
3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

（議員報酬）
第21条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、市民の客観的な意見を参考に決定するものとする。
2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由の説明を付して、法第109条第7項又は法第112条第1項の規定に基づき、委員会又は議員から提出するものとする。

第10章 最高規範性と見直し手続

（最高規範性）
第22条 この条例は、議会における最高規範であつて、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。
2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

（見直し手続）
第23条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。
2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

附 則

（施行期日）
1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行の日から平成19年3月31日までの間は、第14条第2項及び第3項中「議員」とあるのは「会派」と読み替えるものとする。